

宿泊・飲食事業者への求人サイト等掲載支援補助金 交付申請書

記入日：令和____年____月____日

1 申請者

住所・所在地	〒		
社名・団体名 代表者(職)・氏名 <small>(自署の場合は押印不要)</small>			
営業している宿泊施設または飲食店舗名			
ホームページ	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし		
業種	<input type="checkbox"/> 宿泊 <input type="checkbox"/> 飲食		
資本金の額	円	企業区分	<input type="checkbox"/> 中小企業者 <input type="checkbox"/> 小規模事業者 <input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> その他 ()
常時使用する従業員の数	名		
法人番号(13桁) <small>(申請者が法人の場合のみ)</small>			
担当者氏名 及びフリガナ		担当者メールアドレス	
担当者電話番号 <small>(携帯電話可)</small>		代表電話番号	
書類送付先 <small>(住所・所在地と異なる場合のみ)</small>	〒		

【注意】 市内に宿泊施設又は飲食店を有する中小企業等に限り申請することができます。

2 補助対象経費等

事業に要する経費(掲載料・税込)	【A】	円 (税込)
事業に要する経費(税抜) <【A】から消費税を抜いた額>	【B】	円 (税抜)
補助対象経費額(税抜) <【B】の5分の4の額(千円未満切り捨て)>	【C】	, 000 円
補助金交付申請額 <【C】 または 50,000円 のいずれか低い方>		, 000 円
予定掲載媒体 及びプラン	掲載媒体(サイト名又は誌面名等)	
	プラン名(わかれば)	
予定掲載期間	(ウェブサイトの場合) 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
	(誌面の場合) 令和 年 月 日発行	

3 添付資料

Check	添付資料
<input type="checkbox"/>	実際に営業していることを確認できる資料 ➤ 「許可証（旅館業法）」、 「住宅宿泊事業を営む旨の届出の受理について（通知）」又は 「営業許可証（食品衛生法・飲食店営業）」の写し ※写真可

【注意】表記のほか、審査に当たり、個別に資料の提出を依頼する場合があります。

4 京都観光モラル推進宣言事業者について

京都市及び公益社団法人京都市観光協会では、京都観光に関わる全ての皆様が、お互いを尊重しながら持続可能な京都観光をともに創りあげていくことを目指し、令和2年11月に「京都観光行動基準（京都観光モラル）」を策定しました。宿泊施設及び飲食店を営業される皆様には、同基準に基づき、地域への貢献など、市民生活と観光の調和につながる取組の実践をお願いします。

京都観光モラル推進宣言事業者について、

（いずれかにチェックをしてください）

- すでに認定されている（または申請済）
- （認定されていない場合）趣旨に賛同し、今後認定を目指すことに同意する

※認定されていない場合は、「京都観光行動基準（京都観光モラル）」の趣旨をご理解いただき、趣旨に沿った取組を推進いただくとともに、下記より宣言事業者の申請をお願いします。

京都観光モラル特設サイト内の申請用ページ

<https://www.moral.kyokanko.or.jp/推進宣言事業者>

京都市 観光モラル



以下のとおり誓約します。

- すでに他の補助金で補助を受けている事業は申請していません。
- その他以下の各号について間違いないことを宣誓します。
 - ・ 申請者は、大企業及びみなし大企業ではありません。
 - ・ 申請者は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
 - ・ 申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者ではありません。
 - ・ 申請者は、宿泊・飲食事業者への求人サイト等掲載支援補助金交付要綱第3条3項第4号に規定する者ではありません。
 - ・ 申請者は、営業に関して必要な許認可等を取得しています。
 - ・ 補助金の交付の決定前に事業着手する場合は、交付決定されなかった場合、又は交付決定を受けた交付予定額が交付申請額に達しない場合において、異議を申し立てません。
 - ・ 国や府等への申請情報の照会に同意します。
 - ・ その他、本補助金の交付要綱の規定に違反しません。
 - ・ 補助金交付申請書の記載事項及び関係書類の内容確認のために求められた根拠資料を提出しない場合又は記載事項に虚偽があった場合は、補助金を一括返還します。